

○青森県指定自動車教習所の指定等に関する規程

昭和60年2月15日公安委員会規程第1号

改正

昭和60年11月公安委員会規程第3号
平成4年10月公安委員会規程第4号
平成6年4月公安委員会規程第1号
平成8年8月公安委員会規程第3号
平成10年9月公安委員会規程第3号
平成10年11月公安委員会規程第5号
平成23年3月公安委員会規程第2号
平成24年3月公安委員会規程第3号
平成25年6月公安委員会規程第3号
平成25年8月公安委員会規程第5号
平成25年11月公安委員会規程第7号
平成26年5月公安委員会規程第2号
平成29年3月公安委員会規程第1号
平成30年9月公安委員会規程第4号
令和元年6月公安委員会規程第1号
令和2年8月公安委員会規程第2号
令和3年3月29日公安委員会規程第2号
令和4年3月10日公安委員会規程第1号
令和5年6月12日公安委員会規程第3号
令和6年12月12日公安委員会規程第3号

青森県指定自動車教習所の指定等に関する規程

自動車教習所の指定等に関する要綱（昭和48年10月青森県公安委員会規程第30号）の全部を改正する規程を次のように定める。

目次

- 第1章 総則（第1条）
- 第2章 指定等（第2条—第7条）
- 第3章 資格審査等（第8条—第10条）
- 第4章 教習業務の運営（第11条—第20条）
- 第5章 報告等（第21条—第24条）
- 第6章 雑則（第25条—第28条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規程は、青森県道路交通規則（平成10年9月青森県公安委員会規則第7号。以下「規則」という。）第29条の規定に基づき、道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第99条第1項に定める指定自動車教習所（以下「指定教習所」という。）の指定等に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2章 指定等

（指定前教習所の届出）

第2条 指定前教習所（指定教習所の指定を受けることを目的とする自動車教習所をいう。以下同じ。）を設置した者は、道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号。以下「施行規則」という。）第34条の3に定める指定前における教習の基準に適合する教習を開始する1月前までに、指定前教習所開所届（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添え、公安委員会に届け出なければならない。

- （1） 所則又は校則
- （2） 職員名簿（様式第2号）
- （3） 事務分掌表（様式第3号）

- (4) 敷地・コース等の概要（様式第4号）
- (5) 建物・設備等の概要（様式第5号）
- (6) 備付け自動車等一覧表（様式第6号）
- (7) 教材等一覧表（様式第7号）
- (8) 教習計画書（様式第8号）
- (9) 路上教習・路上検定コース設定書（様式第9号）
- (10) 敷地・建物等の所有権又は使用権を明らかにした書類の写し

（指定前教習所の開所確認）

第3条 公安委員会は、指定前教習所開所届を受理したときは、道路交通法施行令（昭和35年政令第270号。以下「令」という。）第35条第2項及び施行規則第34条の3の基準に適合しているかどうかを調査し、その基準に適合していると認めるときは開所確認通知書（様式第10号）を交付するものとする。

（指定教習所の指定基準）

第4条 指定教習所は、令第35条及び施行規則第6章各条に定める指定基準のほか、次の各号に適合するものでなければならない。

- (1) コース等
 - イ 敷地は、おおむね平たんで、かつ、一団の土地であること。
 - ロ 周回コース、坂道コース等のうち危険防止のため必要な箇所には、ガードレール等の防護施設が設けられていること。
 - ハ 技能検定、技能審査（施行規則第18条の5に規定する審査をいう。以下同じ。）及び技能教習に必要な信号機、踏切、道路標識等が設けられていること。
- (2) 学科教習用教室

学科教習用教室は、通風、採光が良好で、かつ、災害防止及び衛生管理上十分な施設であるものとし、待合室等と兼用のものでないこと。
- (3) 備付け自動車
 - イ 路上検定（卒業検定のうち道路において行う検定をいう。以下同じ。）及び路上教習（技能教習のうち路上において行う教習をいう。以下同じ。）に使用する車両は、道路運送車両法（昭和26年法律第185号。以下「車両法」という。）の規定により自動車登録ファイルに登録を受けたものであること。
 - ロ 技能検定（路上検定を除く。）、技能審査及び技能教習（路上教習を除く。）に使用する車両は、車両法に規定する保安基準に適合するものであること。
 - ハ 技能検定、技能審査及び技能教習に使用する車両（大型自動二輪車及び普通自動二輪車を除く。）は、教習指導員又は技能検定員（以下「指導員等」という。）のための後写鏡を備え付けたものであること。

（指定申請の手続）

第5条 指定教習所として指定を受けようとする者は、施行規則第35条に定める書類のほか、次の各号に掲げる書類を添え、公安委員会に申請しなければならない。

- (1) 申請者の履歴書（申請者が法人のときは、定款又は寄附行為の写し、指定教習所役員名簿、登記事項証明書及び使用する印影）
- (2) 職員名簿（様式第2号）
- (3) 事務分掌表（様式第3号）
- (4) 教習所の概要（様式第11号）
- (5) 路上教習・路上検定コース設定書（様式第9号）及び路上教習コース課題設定表（様式第12号）
- (6) 所内検定（審査）コース課題設定表（様式第13号）及び所内検定（審査）コース図
- (7) 路上教習・路上検定コース設定書（様式第9号）及び路上検定コース課題設定表（様式第14号）
- (8) 教習所内のコース、建物、附属施設及び主な教材を撮影した写真添付書
- (9) 前各号に掲げるもののほか、公安委員会が必要と認める書類

2 施行規則第35条第2号及び第8号に規定する書類は、それぞれ指導員等選任届（様式第15号）及

び指定前技能試験合格実績報告書（様式第16号）によって行うものとする。

（選任届）

第6条 指定教習所を管理する者（以下「管理者」という。）は、法第99条の2第1項又は法第99条の3第1項の規定により指導員等を選任したときは、指導員等選任届（様式第15号）を公安委員会に提出するものとする。

2 管理者は、卒業証明書又は修了証明書の発行に関する業務を監督させ、管理者を直接に補佐させる者（以下「副管理者」という。）を選任したときは、副管理者選任届（様式第16号の2）を公安委員会に提出するものとする。

（措置結果報告書）

第7条 指定教習所を設置した者（以下「設置者」という。）又は管理者は、法第99条の7の規定による命令を受けたときは、速やかに必要な措置を講じた上、適合措置結果報告書（様式第17号）により公安委員会に報告しなければならない。

第3章 資格審査等

（審査の申請）

第8条 指導員等としての資格審査を受けようとする者は、技能検定員審査等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第3号。以下「審査規則」という。）に定めるもののほか、次の各号に掲げる書類を公安委員会に提出しなければならない。

（1）運転記録証明書（自動車安全運転センターの発行したものに限る。）

（2）その他公安委員会が必要と認める書類

2 審査規則第3条第2項及び第11条第2項の規定中、審査規則第17条第1項第1号に該当する者であることを証する書面は、審査細目合格証明書（様式第18号）のとおりとする。

（資格者証の交付申請）

第9条 審査規則第7条第3項第2号又は第15条第3項第2号に定める書面は、技能検定員欠格事由不該当申立書（様式第19号）又は教習指導員欠格事由不該当申立書（様式第20号）のとおりとする。

（管理者の資格確認）

第10条 管理者としての資格確認を受けようとする者は、管理者資格確認申請書（様式第21号）に第8条第1項各号に掲げる書類を添え、公安委員会に申請しなければならない。

2 公安委員会は、前項に規定する申請を受理したときは、令第35条第1項に定める要件に適合する者であることを確認の上、確認証書（様式第22号）を交付するものとする。

第4章 教習業務の運営

（運営の基本方針）

第11条 指定教習所は、常に自動車の運転に関する教習水準の向上に努め、優良な運転者の育成を通じて交通の安全と社会の発展向上に寄与することを基本方針として運営されなければならない。

（設置者の責務）

第12条 設置者は、管理者、副管理者及び指導員等が適正に教習業務を遂行することができるよう教習施設、管理機構等の整備改善に努めなければならない。

（管理者の責務）

第13条 管理者は、指定教習所における業務運営の総括責任者として、管理機構その他内部体制の確立を図るとともに職員を指揮監督し、適正な業務の運営に努めなければならない。

2 副管理者は、卒業証明書等の発行に関して監督を行うとともに管理者を直接に補佐し、業務の適正な運営に努めなければならない。

（指導員等の責務）

第14条 指導員等は、教習業務の社会的重要性を認識し、自ら指導員等としての資質の向上に努め、優良な運転者の育成に当たらなければならない。

（技能教習）

第15条 技能教習は、施行規則第33条第5項第1号に規定する基準によるほか、別に定める指定自動車教習所の教習の標準に基づき行うものとする。

（学科教習）

第16条 学科教習は、施行規則第33条第5項第2号に規定する基準によるほか、別に定める指定自動車教習所の教習の標準に基づき行うものとする。

(路上教習)

第17条 路上教習は、教習を行おうとする路上を管轄する警察署長と協議の上、公安委員会の承認を得て設定しているコース又は区域において行わなければならない。

(技能検定等の方法)

第18条 技能検定及び技能審査の方法は、本部長が別に定める。

2 前項に規定する技能検定及び技能審査は、公安委員会の承認を得て設定しているコース又は区域によって行わなければならない。

(証明書等)

第19条 技能審査に合格した者に対しては、暦年ごとに一連番号を付した技能審査合格証明書(様式第23号)を交付するものとし、同証明書の有効期間は審査に合格した日から3月とする。なお、当該技能審査合格証明書の有効期間については、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律(平成8年法律第85号)等に基づき行政上の権利利益に係る満了日の延長に関する措置が講じられた場合は準拠するものとする。

2 指定前教習所の教習を修了した者に対しては、一連番号を付した教習修了証明書(様式第24号)を交付するものとする。

(事務処理要領)

第20条 本部長は、指定教習所(令第32条の7第2号、第32条の8第2号又は第34条第2項、第4項、第5項、第7項、第8項若しくは第10項に規定する教習(以下「受験資格特例教習」という。))の課程を行う施設として公安委員会が指定したものを含む。)の事務処理を適正に行わせるため、事務処理要領を作成し、当該要領に基づき事務処理を行わせるものとする。

第5章 報告等

(特異事項等の報告)

第21条 設置者又は管理者は、次の各号に掲げる特異事項が発生した場合には、速やかに公安委員会に報告しなければならない。

- (1) 技能教習、技能検定又は技能審査に関し、交通事故が発生したとき、又は交通違反で検挙されたとき。
- (2) 指定教習所職員の交通事故が発生したとき、又は交通違反で検挙されたとき。
- (3) その他指定教習所の運営に関し、特異な事項が発生したとき。

(指定事項変更届)

第22条 設置者又は管理者は、第5条第1項に規定する書類の記載事項に変更を生じたときは、指定事項変更届(様式第25号)に変更後の書類を添付の上、速やかに公安委員会に届け出をし、承認を受けなければならない。

2 公安委員会は、前項の届出内容が指定教習所の名称変更であるときは、変更確認書(様式第26号)を交付するものとする。

(書類等の備付け及び保存)

第23条 指定前教習所又は指定教習所は、指定前教習所の備付け書類及び簿冊(別表第1)又は指定教習所の備付け書類及び簿冊(別表第2)に掲げる書類及び簿冊(以下「書類等」という。)をそれぞれ備え付けておかなければならない。

2 前項に規定する書類等は、別表第1又は別表第2に掲げる保存年限に応じ、保存しなければならない。

3 第1項に規定する書類等は、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によって認識することができない方法をいう。)により記録を作成し、保存することができる。この場合、当該記録が必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて直ちに表示されることができるようにしておかなければならない。

(印章)

第24条 指定前教習所又は指定教習所で用いる印章の種類及び規格は、備付け印章(別表第3)に掲げるとおりとする。

2 印章の使用及び保管に当たっては、保管責任者を定め、盗難、紛失等の事故のないようにしなければならない。

第6章 雑則

(公安委員会の検査)

第25条 法第99条の6第1項の規定に基づく公安委員会が警察職員に行わせることができる検査は、次の区分により行うものとする。

- (1) 総合(定期)検査(業務全般について、原則として1年に1回以上行うものをいう。)
- (2) 随時検査(指定の基準への適合状況又は教習方法の適否等について随時に行うものをいう。)
- (3) 技能検定等に対する検査

ア 立会い検査(技能検定又は技能審査の方法及び合否の判定が適正に行われているか行うものをいう。)

イ 抽出検査(教習及び技能検定の水準について行うものをいう。)

2 前項に規定する検査の結果、改善を必要とする事項を認めたときは、口頭又は書面で改善措置を指示するものとする。

(指定前教習所への準用)

第26条 この規程中第4条、第11条から第13条第1項まで、第14条から第18条まで、第20条及び第22条の規定は、指定前教習所について準用する。この場合において、「教習指導員」とあるのは「技能及び学科の指導に従事する者」と、「技能検定員」とあるのは「技能検定に従事する者」と、「指導員等」とあるのは「技能及び学科の指導に従事する者又は技能検定に従事する者」と読み替えるものとする。

(指定自動車教習所指定台帳の備付け)

第27条 公安委員会は、施行規則第37条に規定する指定書を交付したときは、指定自動車教習所指定台帳(様式第27号)を備え付け、必要事項を記載し、変更の都度これを整理するものとする。

(本部長への委任)

第28条 この規程に基づく細目的な事項は、本部長が定める。

附 則

この規程は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則(昭和60年公安委員会規程第3号)

この規程は、昭和61年1月1日から施行する。

附 則(平成4年公安委員会規程第4号)

この規程は、平成4年11月1日から施行する。

附 則(平成6年公安委員会規程第1号)

この規程は、平成6年5月10日から施行する。

附 則(平成8年公安委員会規程第3号)

この規程は、平成8年9月1日から施行する。

附 則(平成10年公安委員会規程第3号)

この規程は、平成10年10月1日から施行する。

附 則(平成10年公安委員会規程第5号)

この規程は、平成10年12月1日から施行する。

附 則(平成23年公安委員会規程第2号)

この規程は、平成23年3月1日から施行する。

附 則(平成24年公安委員会規程第3号)

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成25年公安委員会規程第3号)

この規程は、平成25年6月7日から施行する。

附 則(平成25年公安委員会規程第5号)

この規程は、平成25年9月1日から施行する。

附 則(平成25年公安委員会規程第7号)

この規程は、平成25年12月1日から施行する。

附 則(平成26年公安委員会規程第2号)

この規程は、平成26年5月20日から施行する。

附 則(平成29年公安委員会規程第1号)

この規程は、平成29年3月12日から施行する。

附 則（平成30年公安委員会規程第4号）

この規程は、平成30年9月5日から施行する。

附 則（令和元年公安委員会規程第1号）

この規程は、令和元年7月1日から施行する。

附 則（令和2年公安委員会規程第2号）

この規程は、令和2年8月21日から施行する。

附 則（令和3年3月29日公安委員会規程第2号）

（施行期日）

第1条 この規程は、令和3年4月1日から施行する。

（経過措置）

第2条 この規程による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、当分の間、この規程による改正後の様式によるものとみなす。

2 旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（令和4年3月10日公安委員会規程第1号）

この規程は、令和4年5月13日から施行する。

附 則（令和5年6月12日公安委員会規程第3号）

この規程は、令和5年6月12日から施行する。

附 則（令和6年12月12日公安委員会規程第3号）

この規程は、令和6年12月12日から施行する。

別表第1

指定前教習所の備付け書類及び簿冊

番号	文書簿冊名	摘要	保存年限
1	指定前教習所開所届（控）	添付書類を含む	指定教習所の指定を受けた後1年
2	開所確認通知書	様式第10号	
3	入所者名簿	教習所において定める様式	
4	卒業者名簿	教習所において定める様式	
5	退所者名簿	所定の教習を修了しないで退所した者	
6	技能試験記録簿	受験者名簿、合格者名簿	
7	教習原簿		
8	技能教習日報		
9	学科教習日報		
10	教習修了証明書発行簿	教習所において定める様式	
11	職員出勤簿	教習所において定める様式	
12	配車表		
13	その他報告書の控及び公安委員会等からの受理文書		設置者又は管理者が必要と認める期間

別表第2

指定教習所の備付け書類及び簿冊

番号	書類・簿冊名	摘要	保存年限
1	指定書	管理者室等に掲示	永久
2	指定申請関係綴（控）		〃
3	指定事項等変更届綴（控）	記載事項変更届を含む（注）	〃
4	変更確認関係綴	公安委員会からの変更確認	〃
5	教習計画書		〃
6	職員名簿・個人カード	異動の都度加除	〃
7	備付け自動車等一覧表		〃

8	教材等一覧表		〃
9	修検・卒検及び審査コース図		〃
10	路上教習コース図		〃
11	重要通知文書綴		10年
12	証明書等発行簿		5年
13	警告・指示関係綴		3年
14	教習原簿・教習生名簿		〃
15	技能検定（審査）成績表綴	卒検・修検・審査ごとに分冊	1年
16	転出者名簿	退所者を含む	〃
17	運転適性診断票綴		〃
18	定期報告関係綴（控）	年報・月報	〃
19	各種報告等綴（控）		〃
20	指導員等審査申請書綴（控）		〃
21	文書収発簿		〃
22	入所申込書綴		〃
23	技能教習日報		〃
24	学科教習日報		〃
25	配車表		〃
26	修了検定実施結果報告書綴（控）		〃
27	卒業検定等実施結果報告書綴（控）		〃
28	受験資格特例教習の修了証明書発行報告書綴（控）		〃
29	職員出勤簿		〃
30	受理書類綴	重要通知文書を除く	〃

（注）記載事項変更届のうち、職員、事務職員等、教習計画、コース図、教材又は自動車等の変更に伴うものについては、保存年限を1年とする。

別表第3

備付け印章

名称	書体	大 き さ (ミリメー トル)		印に表示す る文字	ひながた	用途
		縦	横			
押出しスタンプ	丸ゴシック体	20	25	青森県 〇〇自動車 〇〇〇〇		各証明書用
教習所印	てん書	自由		〇〇〇自動 車〇〇〇〇		一般文書用
管理者印	自由	25	25	〇〇〇自動 車〇〇管理 者之印		各証明書及 び一般文書 用
契印	てん書 又はれ い書	自由		契		各証明書及 び一般文書 用

備考 その他の教習所業務に使用する印については、管理者が別に定めるところに

従って使用すること。

様式第1号（第2条関係）

指 定 前 教 習 所 開 所 届

第 号

年 月 日

青森県公安委員会 殿

住 所
届出者
氏 名

道路交通法第99条第1項に基づく指定自動車教習所として指定を受けるため、次のとおり自動車教習所を開所したいので届出をします。

自 動 車 教 習 所	名 称			
	所 在 地	郵便番号 電話番号 (案内略図は別添のとおり)		
管 理 者	本籍・国籍等			
	住 所			
	氏 名		生年月日	
教習開始予定年月日		年 月 日	教習免種	
添 付 書 類	1 所則（校則） 2 職員名簿 3 事務分掌表 4 敷地・コース等の概要 5 建物・設備等の概要 6 備付け自動車等一覧表 7 教材等一覧表 8 教習計画書 9 路上教習・路上検定コース設定書 10 敷地・建物等の所有権又は使用権を明らかにした書類の写し			
特記事項				

備考1 本籍・国籍等欄には、日本の国籍を有する者は本籍を、その他の者は国籍等を記載すること。

2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

様式第2号（第2条関係）

(年 月 日現在)

[illegible]

2 備考欄には、兼務する担当業務等を記載すること。

10/37

事 務 分 掌 表

(年 月 日現在)

教習所名

設 置 者						
管 理 者						
副 管 理 者						
不在時責任者						
部 長						
課 長						
課 長 補 佐						
係 名						
係 長						
主 任						
係 員						
分 掌 事 務						
					全職員数	名

備考 上記構成図は一例であり、その指定教習所の規模、会社規則等に応じ、これに準じて作成すること。
様式第4号（第2条関係）

敷地・コース等の概要

(年 月 日現在)

教習所名

面 積 一 覧						
区 分			面 積			
教 習 所 敷 地 総 面 積			平方メートル			
建 物 敷 地 総 面 積			平方メートル			
コ ー ス 敷 地 面 積			平方メートル			
コ ー ス 可 動 面 積			平方メートル			
駐 車 場 面 積			平方メートル			
そ の 他 面 積			平方メートル			
主要コース種別・形状別一覧						
坂 道 コ ー ス	緩 坂 路	%勾配	急 坂 路	%勾配	本	
		%勾配		%勾配		
屈 折 コ ー ス	大 型 二 種	本	縦列駐車 コ ー ス	大 型 二 種	本	
	大 型	本		大 型	本	
	中 型 ・ 中 型 二 種	本		中 型 ・ 中 型 二 種	本	
	準中型・普通・普通二種	() 本		準中型・普通・普通二種	() 本	
	二 輪	本	二輪特別 コ ー ス	直線狭路コース		本
曲 線 コ ー ス	大 型 ・ 大 型 二 種	本		連続進路転換コース		本
	中 型 ・ 中 型 二 種	本		指定速度からの 急 停 止 コ ー ス		本
	準中型・普通・普通二種	本		波 状 路 コ ー ス		本
	二 輪	本		8 の 字 コ ー ス		本
方向変換 コ ー ス	大 型 二 種	本	鋭 角 コ ー ス	特別設定コース		本
	大 型	本		大 型 二 種	本	
	中 型 ・ 中 型 二 種	本		中 型 二 種	本	
	準中型・普通・普通二種	() 本		普 通 二 種	本	
隘 路 コ ー ス	大 型 ・ 大 型 二 種	本	スキッドコース			本
	中 型 ・ 中 型 二 種	本	スキッド教習車コース			本
路 端 コ ー ス	大 型 二 種	本				
	大 型	本				
	中 型 ・ 中 型 二 種	本				
その他応用コース						
周回コースで直線走行できる最長距離		メートル	最大可動台数			台
コ ー ス 図		別添測量図（縮尺300分の1）のとおり （コース名及び寸法（単位m）を表示）				

備考 () は準中型対応立体障害物設置コースで内数
様式第5号（第2条関係）

建 物 ・ 設 備 等 の 概 要

(年 月 日現在)
教習所名

建 物 の 名 称 及 び 面 積			
建 物 の 名 称	建 物 面 積	建 物 延 面 積	
	平方メートル	平方メートル	
	平方メートル	平方メートル	
	平方メートル	平方メートル	
	平方メートル	平方メートル	
	平方メートル	平方メートル	
合 計	平方メートル	平方メートル	
建物内の主要施設の名称、面積及び収容人員			
教室、実習室その他 これに類するもの	名 称	面 積	最大収容人員
		平方メートル	人
		平方メートル	人
		平方メートル	人
		平方メートル	人
		平方メートル	人
		平方メートル	人
	合 計	平方メートル	人
事務室、指導員室、 待合室、その他これ に類するもの	名 称	面 積	最大収容人員
		平方メートル	人
		平方メートル	人
		平方メートル	人
		平方メートル	人
		平方メートル	人
		平方メートル	人
	合 計	平方メートル	人

備考 1 平面図、立面図及び配置図を添付すること。

2 平面図には、各室の名称を記入すること。

様式第6号（第2条関係）

備 付 け 自 動 車 等 一 覧 表
(年 月 日現在)
教習所名

車 種	車 名	年 式	車両番号		検 定 教習別	定 員 積載量	検査有 効期限	燃料の 種 類	備 考
			登録番号	教習車番号					
大 型									
計								台	
中 型									
計								台	
準 中 型									
計								台	
普 通									
計								台	
大 特									
計								台	
牽 引									
計								台	
大 型 二 輪									
計								台	
普 通 二 輪									
計								台	
小 型 二 輪									
計								台	
原 付									
計								台	
そ の 他									
計								台	
合 計								台	

運転シミュレーター	名 称		製 造 会 社	MT・AT・二輪別	台 数
模 擬 運 転 装 置	名 称		製 造 会 社		台 数
無 線 指 導 装 置	四輪・二輪別	送受信装置の方式	製 造 会 社		送受信装置設備車両台数

- 備考1 普通車の身障者用及びAT車については、備考欄にその旨記載すること。
- 2 大型車及び中型車については、備考欄に「トラック」「バス」の別を記載すること。
- 3 登録番号のない自動車等については、車台番号を登録番号欄に記載すること。
- 様式第7号（第2条関係）

教 材 等 一 覧 表
(年 月 日現在)
教習所名

種 別		設 置 数	備 考
教 習 機 器 等	コンピューター管理システム		式
	応急救護処置教習用 模 擬 人 体	大人全身	体
		大人半身	体
		乳児全身	体
	A E D（自動体外式除細動器）		式
	身体障害者用脱着式補助ブレーキ		台
	シートベルトコンビンサー		台
	スキッドカー		台
	実 物 投 映 機		台
	オーバーヘッド・プロジェクター		台
	プロジェクター（映写機）		台
	テ レ ビ（モ ニ タ ー）		台
	ス ク リ ー ン		台
	学 科 教 習 用 パ ソ コ ン		台
	集 団 反 応 分 析 装 置		式
	個別教習機（ティーチング・マシン）		台
	速 度 見 越 判 定 機		台
	重 複 作 業 反 応 検 査 機		台
	処 置 判 断 検 査 機		台
	運 転 適 性 判 定 機		台
教 材 （ソフト・ウェア）	メ ー カ ー 作 制	ディスク・テープ	本
		スライド・フィルム	枚
		トラペン	枚
	自 作	ディスク・テープ	本
		スライド・フィルム	枚
		トラペン	枚

様式第8号（第2条関係）

教 習 計 画 書

学科教習

区 分	内 容
目 的	
計画の概要	
実施要領	

教 習 番 号	教 習 項 目	教 習 内 容	教 材

技能教習

区 分	内 容
目 的	
計画の概要	
実施要領	

段階番号	教 習 時 限	教 習 項 目	教 習 内 容	教 材

- 備考 1 教習計画は、免許の種類別に作成すること。
 2 「指定自動車教習所の教習の標準」に基づき作成すること。
 3 公安委員会の定める任意教習についてもこれに準じて作成すること。

様式第9号（第2条関係）

路上（教習・検定）コース設定書

設定年月日	年 月 日	
コースの種別		
設定コース	(詳細は別添図面のとおりに)	
設定に伴う協議回答書 第 号 年 月 日 教習所 管理者 殿 警察署長 印		
調査項目	1 著しい事故多発地点を回避しているか	
	2 著しい交通ひんばんな道路でないか	
	3 道路構造、幅員等から見て特に危険性はないか	
	4 踏切の地形、場所から見てその通過は特に危険性がないか	
	5 その他参考事項	
総合意見		
調査者 官職、氏名		

備考1 警察署長には、正副2部提出すること。

2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。
様式第10号（第3条関係）

開 所 確 認 通 知 書

開 所 届 出 者	住 所			
	氏 名			
自 動 車 教 習 所	名 称			
	所 在 地			
教 習 開 始 予 定 年 月 日		年 月 日	教習免種	
開所に当たっての条件				
上記自動車教習所は、道路交通法施行規則第34条の3に定める基準に適合していることを確認したので通知します。 年 月 日 青森県公安委員会 印				

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。
様式第11号（第5条関係）

教習所の概要

職員数	種 別	管理者	副管理者	技能検定員	教習指導員	その他職員	計			
	実 人 員									
	兼務を含む 延 人 員									
免 種	現に指定を受けている教習免種				指定を受けようとする教習免種					
施設	種 別	面積㎡	備 付 け 自 動 車 数	教 習 ・ 検 定 用	車 種	登録車	無登録車	計	無線車 (内数)	
	総 敷 地				大型 (バス)					
	建物の建面積				大型 (トラック)					
	コース部総敷地				中型 (バス)					
	コ ー ス 面 積				中型 (トラック)					
建物内訳	種 別	数	総面積㎡	教 習 ・ 検 定 用	準 中 型					
	学科教室				普 通	MT				
	模 擬 装 置 室					AT				
	無 線 指 導 室				大 特					
	シミュレーター室				牽 引					
					二 輪	大 型	MT			
							AT			
						普 通	MT			
							AT			
					小 型	MT				
						AT				
					原 付					
					計					
					そ の 他 の 車 両					
					合 計					
訳				教 材 等	運 転 シ ミ ュ レ ー タ ー		四 輪			
							二 輪			
					模 擬 運 転 装 置					
					無 線 指 導 装 置					

備考 実人員欄には、主として従事するものについて1人1種別として計上すること。
様式第12号（第5条関係）

路上教習コース課題設定表

免 種	コース番号

課 題 別	設 定 数	特 記 事 項
信 号 機 の あ る 交 差 点		
右 折 す る 交 差 点		
左 折 す る 交 差 点		
横 断 歩 道		
一 時 停 止		
踏 切		
坂 道		
屈 曲 路		
転 回 場 所		
総 走 行 距 離 （ メ ー ト ル ）		
所 要 時 間	おおむね 分	
コ ー ス 図	別添のとおり	

様式第13号（第5条関係）

所内検定（審査）コース課題設定表

免 種	コース番号

課 題 別		設 定 条 件	設 定 数	特 記 事 項
幹線の周回コース及び	の指示速度による走行			
	周 回 カ ー ブ			
	指定場所における一時停止			
交差点の差通行	右 折			
	左 折			
	信 号 通 過			
横断歩道の通過				
踏切の通過				
曲線コースの通過				
屈折コースの通過				
坂道コースの通過				
鋭角コースの通過				
方向変換				
路端における停車及び発進				
隘路への進入				
特別コース走行	直線狭路コースの走行			
	連続進路転換コースの走行			
	波状路コースの走行			
	指定速度からの急停止			
障害物設置場所の通過				
走行距離（メートル）				
所要時間		おおむね 分		
コース図		別添のとおり		

様式第14号（第5条関係）

路上検定コース課題設定表

免 種	コース番号

課 題 別		設 定 条 件	設 定 数	特 記 事 項
40 キロメートル毎時以上の速度による走行				(走行距離延メートル)
	うち 50 キロメートル毎時以上			(走行距離延メートル)
生活道路での走行				(走行距離延メートル)
信 号 通 過 又は 一 時 停 止				
右 折				
左 折				
横断歩道の通過				
路 端 へ の 停車及び発進	直前合図			
	指定場所			
転 回				
走行距離（メートル）				
所内コース	鋭角コースの通過			
	方 向 変 換 又は 縦 列 駐 車			
	障害物設置場所の通過			
所 要 時 間		おおむね 分		
コ ー ス 図		別添のとおり		

様式第15号（第5条関係）

指 導 員 等 選 任 届			
		第	号
		年	月 日
青森県公安委員会 殿			
教習所名 管 理 者			
職員の氏名			
生 年 月 日	年 月 日生		
職員が従事 する職種及 び 免 種			
選任年月日	年 月 日		
資格者証の 内 容	資 格 種 別	番 号	交 付 年 月 日
特 記 事 項			

備考 1 資格者証の写しを添付すること（県外交付の場合は、交付年月日欄に公安委員会名を記載すること。）。

2 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とする。

様式第16号（第 5 条関係）

指定前技能試験合格実績報告書

第 号
年 月 日

青森県公安委員会 殿

教習所名
管 理 者

道路交通法施行令第35条第3項第3号に定める実績は、次のとおりですから報告します。

1 受験結果

受験免種	受験者数	合格者数	不合格者数	合格率

2 受験状況

[illegible]

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。
様式第16号の2（第6条関係）

副 管 理 者 選 任 届

第 号
年 月 日

青森県公安委員会 殿

教習所名
管 理 者

職員の氏名			
生 年 月 日	年 月 日生		
職員が従事 する職種及 び 免 種			
選任年月日	年 月 日		
資格者証の 内 容	資 格 種 別	番 号	交 付 年 月 日
特 記 事 項			

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

様式第17号（第7条関係）

適 合 措 置 結 果 報 告 書

第 号
年 月 日

青森県公安委員会 殿

教習所名

管 理 者

年 月 日付適合命令、指示、警告に基づき、次のとおり措置した
ので報告します。

記

1 命令、指示又は警告を受けた内容の要旨

2 措置の内容

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。
様式第18号（第8条関係）

審査細目合格証明書交付申請書

年 月 日

青森県公安委員会 殿

住 所

氏 名

年 月 日生

青森県公安委員会が行った ・技能検定員（ ）に係る審査のうち、
 ・教習指導員（ ）

・
 ・
 ・
 ・
 ・

の審査細目について、技能検定員審査等に関する規則第4条又は第12条に定める基準に達する成績を得たものであることを証明願います。

審査細目合格証明書

審 査 細 目	合格年月日
	年 月 日
	年 月 日
	年 月 日
	年 月 日
	年 月 日

上記の審査細目に合格したことを証明する。

年 月 日

青森県公安委員会 印

備考1 正副2部提出すること。

2 該当する箇所を○印で囲み、必要箇所を記載する。

3 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

様式第19号（第9条関係）

技能検定員欠格事由不該当申立書

年 月 日

青森県公安委員会 殿

氏 名

年 月 日生

私は、道路交通法第99条の2第4項第2号に規定する

イ 25歳未満の者

ロ 過去3年以内に第99条の5第5項に規定する卒業証明書又は修了証明書の発行に関し不正な行為をした者

ハ 第117条の2の2第1項第9号の罪を犯し罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過していない者

ニ 自動車等の運転に関し自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律第2条から第6条までの罪又はこの法律に規定する罪（第117条の2の2第1項第9号の罪を除く。）を犯し禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過していない者

ホ 技能検定員資格者証の返納を命ぜられ、その返納の日から起算して3年を経過していない者

のいずれにも該当しないものであることを申立てます。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

様式第20号（第9条関係）

教 習 指 導 員 欠 格 事 由 不 該 当 申 立 書

年 月 日

青 森 県 公 安 委 員 会 殿

氏 名

年 月 日生

私は、道路交通法第 99 条の 3 第 4 項第 2 号に規定する

イ 21 歳未満の者

ロ 教習指導員資格者証の返納を命ぜられ、その返納の日から起算して
3 年を経過していない者

ハ 次のいずれかに該当する者

- ・ 過去 3 年以内に第 99 条の 5 第 5 項に規定する卒業証明書又は修了証明書の発行に関し不正な行為をした者
- ・ 第 117 条の 2 の 2 第 1 項第 9 号の罪を犯し罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して 3 年を経過していない者
- ・ 自動車等の運転に関し自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律第 2 条から第 6 条までの罪又はこの法律に規定する罪（第 117 条の 2 の 2 第 1 項第 9 号の罪を除く。）を犯し禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して 3 年を経過していない者

のいずれにも該当しないものであることを申立てます。

備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とする。
様式第 21 号（第 10 条関係）

管 理 者 資 格 確 認 申 請 書

第 号

年 月 日

青森県公安委員会 殿

教習所名

設 置 者

管 理 者	本籍・国籍等	
	住 所	
	(ふりがな) 氏 名	
	生 年 月 日	年 月 日生
添 付 書 類		
特 記 事 項		

備考1 本籍・国籍等欄には、日本の国籍を有する者は本籍を、その他の者は国籍等を記載すること。

2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

様式第22号（第10条関係）

確 認 証 書

氏 名

年 月 日生

上記の者は、道路交通法施行令第35条第1項に定める管理者としての要件を備えていることを確認したことを証する。

年 月 日

青森県公安委員会 印

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。
様式第23号（第19条関係）

指定教習所 コード	
--------------	--

第	号
技 能 審 査 合 格 証 明 書	
写 真 押出しスタンプ	住 所 氏 名
年 月 日生	
上記の者は、 年 月 日本 における 免許に係る を解除する技能審査に合格 した者であることを証明する。	
年 月 日	
所在地 青森県公安委員会指定 名 称 管理者	

技能検定員	
-------	--

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。
様式第24号（第19条関係）

第 号

教 習 修 了 証 明 書

住 所

氏 名

年 月 日生

上記の者は、 年 月 日本 における 免許に係
る所定の教習を修了した者であることを証明する。

年 月 日

所在地

名 称

管理者

印

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。
様式第25号（第22条関係）

指 定 事 項 変 更 届

第 号
年 月 日

青森県公安委員会 殿

教習所名
管 理 者

変 更 予 定 年 月 日

年 月 日

変更しようとする事項

変更しようとする理由

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。
様式第26号（第22条関係）

変 更 確 認 書

年 月 日

教習所名

管 理 者 殿

青森県公安委員会 印

年 月 日付け指定事項変更届のあった次の事項は、道路交通法の
規定に適合していることを確認します。

記

1 確認年月日

2 変更の内容

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。
様式第27号（第27条関係）

(その1)

指定自動車教習所指定台帳

指定番号 (教習所コード)	()		指定年月日		年 月 日						
名 称											
所 在 地											
卒業証明書等 を発行する 免許の種類	免 種 ・ 指 定 年 月 日										
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11
	大 型	中 型	準中型	普 通	大 特	大自二	普自二	牽 引	大型二種	中型二種	普通二種
受験資格 特例教習	指定年月日・番号		年 月 日					第 号			
設 置 者	氏 名		生 年 月 日		確 認 年 月 日		変 更 年 月 日				
管 理 者											
施 設 面 積	総 敷 地 面 積										m ²
	建 物 の 建 総 面 積										m ²
	コ ー ス 総 敷 地 面 積										m ²
	コ ー ス 可 動 面 積										m ²
運 転 シ ミ ュ レ ー タ ー		有・無									
模 擬 運 転 装 置		有・無									
無 線 指 導 装 置		有・無									
備 考											

(その2)

年 月 日	摘 要